

# ジュネーブ補習授業校における現地の教育事情と学校運営

前ジュネーブ補習授業校 校長

愛知県愛西市立佐屋中学校 校長 吉川 哲也

キーワード：在外教育施設, 補習授業校, ジュネーブ, 学校運営

## 1. はじめに

壮大なアルプスと美しい湖の国, スイス。その中であってジュネーブはチューリッヒに次ぐ人口19万人の都市である。特徴は外国人比率が約45%と特に高いことにある。国連欧州本部 (UNOG) や世界保健機構 (WHO), 国際貿易機関 (WTO) など25の国際機関や, 精密機器, 医薬品, 金融・物流・保険など, 多くの多国籍企業が集中している。欧州合同原子核研究所 (CERN) もある。それらの中で多くの日本人が活躍している。スイスの言語はドイツ語 (63.7%), フランス語 (20.4%), イタリア語 (6.5%), ロマンシュ語 (0.5%) が公用語で, その他 8.9%となっている。ジュネーブはスイスの西端, レマン湖の西端に位置し, 周囲のほとんどをフランスに囲まれている。日常言語はフランス語である。



学校のあるアパート

## 2. ジュネーブ補習授業校について

正式名称をジュネーブ日本語補習学校 (Ecole Japonaise Complémentaire de Genève) といい, 1970年にジュネーブの在留邦人によって設立され, 1972年に日本政府の認可を受けた。運営費は授業料と日本政府からの補助金が収入のほとんどであり, 運営母体は保護者の代表からなる運営委員会である。ジュネーブおよびその周辺に在住する4歳 (幼児年中) から17歳 (高校) の児童生徒が約310名在籍し, 平日は現地の公立学校やインターナショナル・スクールに通いながら, 週に1回, 日本語能力の維持・向上のために主に国語, 算数 (数学)



授業の様子

を学習している。世界各地の補習授業校は現地の公立学校やインターナショナル・スクールの教室を借りて授業を行っている例が多いが, 本校は住居用アパートの一部を改装した専用校舎を使用している。7つの教室, 図書室, 集会室を備え, 図書室の蔵書は児童生徒と保護者のみならず, 一般の人へも貸し出している。

## 3. 現地の教育

スイスの教育制度はカントン (州) が権限を持っており, 州ごとに教育制度が異なっている。連邦レベルで統一されているのは, 就学開始年齢, 学年の始業時期, 期間, 義務教育の年数である。各州は教育システムや時間割, 学校の休みに関しても自治権を持っている。ジュネーブ州では, 4歳から15歳 (1P~8P, 9CO~11CO) までのす

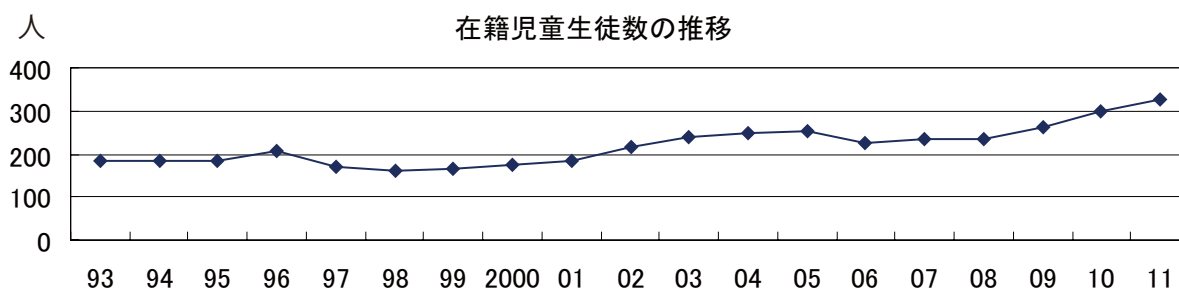
初等教育	幼稚園	1P, 2P	家庭から学校生活への移行を容易にする 学習活動への順応を図る
	小学校低学年	3P, 4P	
	小学校 中~高学年	5P~8P	フランス語 (文法, 読み, 書き, 作文) 算数, 社会, 体育, 音楽, 理科, ドイツ語, その他
中等教育	中学校	9CO~11CO	・Aクラス (進学コース) ・Bクラス (一般教養) ・Cクラス (職業訓練)

ジュネーブ州の義務教育制度

すべての子どもは、公立または私立の学校で教育を受けることが義務づけられている。小学校の中学年（1P～6P）までは親が学校まで送り迎えをしなければならず、昼食は家に帰って食べるのが普通である。5PからはNoteと呼ばれる6段階の学習評価がつけられ、義務教育といえども成績によって落第や飛び級もしばしば行われる。8Pの成績によって次に進学する中等教育のクラスが決まる。さらに学力向上の観点から授業時間の増加を検討され、小学校義務教育において、これまで休日であった水曜を授業日とすることが2012年3月11日の住民投票で可決された。これは2013年から実施となるため、補習校として本校は水曜日の授業を見直していかなければならない。

#### 4. 学校の現状、成果と課題など

##### (1) 児童生徒数の増加



これまで児童生徒数は緩やかな増減をしながらも170人～250人の範囲で推移してきた。しかし、2009年度から毎年30名ほどの増加が連続してみられるようになった。そして、2012年度は340人を越える見通しである。児童生徒数が増加し、経営的には安定している。一方、本校は一般住宅用のアパートの2階・3階の部屋を教室としているため、一般的な学校の教室より1部屋あたりの収容人数は少ない。そのため、受講希望者が教室の収容人数を超える学年が出始めており、今後の学校運営の大きな課題となっている。なお、この傾向は小学低学年から幼児部年長・年中にかけて顕著である。

##### (2) 教職員の採用

教員は全員が現地採用の非常勤講師である。担当教科の教員免許状を持たない講師もいる。日本から教師を招聘することも可能だが、物価の高いジュネーブでは教員が給与の範囲内で生活することはかなり厳しく、実現は難しい。

##### (3) 教務の設置と指導体制の確立

13人の講師全員が現地採用の時間雇用である。授業力向上のために研修時間を確保することは必須であるが、これまで講師を指導する立場にあったのは校長一人であった。そこで、運営委員会に回り教務主任を講師の中から任命して校務分掌の中に位置づけた。これにより教務を中心として日常的な意欲の向上と機会を捉えた授業へのアドバイスへつながるなど、教員の質の向上に大いに貢献するものとなった。

##### (4) 打合せ会議の実施

授業の機会が週に1回しかない補習校にあつては、教務は勿論のこと、教師と保護者、教師と教師の関係をつなぐ事務員の役割は極めて大きい。校長の意志を職員に浸透させ共通理解を図るためには、指導や情報伝達の要となる教務、事務との意思の疎通と共通理解が必要である。そこで、運営委員会に諮り、予算立てと共に校長・教務・2人の事務による打合せ会議を毎週の始めとなる火曜の午前中に設定した。これにより学校運営がスムーズになった。

#### (5) 母語が日本語でない子どもたちの入学増、日本語力の不足からくる授業の難しさ

ジュネーブには日本人学校はない。そのため、帰国を前提とする長期滞在者が必要とするのは日本の在外施設としての補習授業校であり、また、現地永住の日本人にとっては日本語学校的な補習授業校である。小学校中学年頃から語学力の差が出始め、中学生の頃には日本語力の問題で授業について行けない生徒が出てしまう。それを解決する手立てとして、2008年9月に開設された国語補習クラスをさらに細分化し、2010年9月より国語Ⅱクラスとして能力に応じて選択できるように授業形態の改善を図った。しかし、今後も引き続き検討していかなければならない。これは各国の補習校が抱える共通の課題でもある。

#### (6) 学校運営委員会及び在外公館関係

運営委員は8名以上の委員と校長で構成されている。委員の勤務先は政府機関、国際機関、日本からの出向企業、主婦と多様であり、長期滞在者と永住者が2対1の割合となっている(2011年度)。また、顧問としてジュネーブ出張駐在官事務所から主席領事または領事が参加している。運営委員会は迅速・効率的に機能している。一例を挙げると、安全対策の一つとして警備員の配置を決め、在外公館に助言を聞きながら1カ月後に配置を実現することができた。

#### (7) 治安状況の悪化

比較的安全であると言われてきたジュネーブの治安状況であるが、犯罪発生数は急激な増加傾向にあり、凶悪化してきていると地元警察は指摘している。その対策として登下校の時間帯を中心に2012年1月より警備員を配置した。今後も安全対策の検討が継続的に必要である。

### 5. おわりに

文部科学省による補習授業校への教員の派遣基準は、義務教育の在籍数が100名を越えると1名、それ以降は400名を越える毎に1人ずつ増員となっている。本校の場合は、いわゆる一人派遣である。日本国内の学校や日本人学校と違い、職員は現地採用の時間雇用であるため、校長以外の職員は基本的に授業のあるときだけ出勤する。そのため教職員を組織として機能させること、教師力向上のための研修を行うことなどは容易ではない。また、永住者の増加に伴い、学習の基礎となる日本語力に差が出てきており、保護者の補習校へのニーズも多様化してきている。この点は世界各国の補習授業校が同じような悩みを抱えていると言ってもよい。今回、校長としてジュネーブ補習授業校に派遣して頂き、多くの人に出会い、その中で様々な経験をすることができた。機会を与えてくださった皆さんに心より感謝したい。そして、ここで体験したことを今後の教育活動に活かしていきたいと思う。